

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年10月1日～2025年9月30日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：育児休業の取得率を以下の水準以上にする。

- ・男性社員：20%以上
- ・女性社員：80%以上

<実施時期・取組内容>

- ・2023年10月～ 育児休業復職に対応する相談窓口を設置する。
男性の育児休業取得者の実態調査を行い、取得促進に向けての施策を検討する。
- ・2024年4月～ 育児休業取得に関する案内や説明を拡充する。
育児休業取得拡大に資する研修等を実施/提供する。